

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和元年度 教育委員会 第 3 回臨時会)

開会 令和元年 11 月 20 日 (水)

閉会 令和元年 11 月 20 日 (水)

午前 9 時 00 分

午前 9 時 51 分

場所 西宮市役所東館 801・802 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 前川 豊 委員 側垣 一也 委員 藤原 唯人 委員 長岡 雅美	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	学校教育課長	木戸 みどり
	教育次長	大和 一哉	学校給食課長	因幡 成人
	教育総括室長	村尾 政義	教育企画課係長	瀧井 佑介
	参与	八橋 徹	教育総務課係長	青木 威
	社会教育部長	上田 幹		
	学事・学校改革部長	津田 哲司		
	学校教育部長	佐々木 理		
	教育総務課長	薩美 征夫		
	教育企画課長	吉田 巖一郎		
	教育職員課長	北井 良		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<審議案件>

- 議案第 46 号 令和元年度 西宮市一般会計補正予算（第 3 号）
（12 月定例会 教育委員会所管分）に関する意見決定の件 (教育企画課)
- 議案第 47 号 令和 2 年度 西宮市立学校園教職員異動方針策定の件 **非公開** (教育職員課)

<一般報告>

- 一般報告① 西宮市学校給食費条例施行規則の作成を依頼することについて [学校給食課]

以 上

傍 聴

0 名

重松教育長	<p>ただいまより、令和元年度第 3 回教育委員会臨時会を開催します。議事録署名委員には、藤原委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日、傍聴者はおりませんので、このままでいきたいと思ひます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第 4 6 号は市議会に付議する案件、議案第 4 7 号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておりませんので、それぞれ非公開としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思ひます。</p> <p>では、一般報告①「西宮市学校給食費条例施行規則の作成を依頼することについて」を議題とします。学校給食課長、お願ひします。</p>
学校給食課長	<p>一般報告①西宮市学校給食費条例施行規則の作成を依頼することについて、ご説明を申し上げます。お配りしております資料 2 枚目をご覧ください。</p> <p>まず、このたびの規則改正に当たり、手続について少し説明させていただきます。</p> <p>本来の教育委員会が制定する規則の改正であれば、手続として教育委員会会議に付議し、議決していただくことによって成立いたしますが、給食費の徴収は市長権限事務にあたるため、「西宮市学校給食費条例施行規則」は市規則として定められております。そのため、改正案を教育委員会で議決することができず、市長の決裁が必要となりますので、総務局に規則の改正を依頼いたします。</p> <p>しかしながら、学校給食に関する事務を現に担当しているのは教育委員会ですので、改正内容についてご報告させていただきます。</p> <p>それでは、4 ページ目に添付している新旧対照表を用いて、改正内容をご説明いたしますのでご覧ください。</p> <p>改正内容につきましては、まず、第 4 条ですが、西宮浜義務教育学校の開校に合わせ、区分に「義務教育学校前期課程」と「義務教育学校後期課程」をそれぞれ加えております。</p> <p>次に、第 5 条、給食費の納付期限に関しまして、一部、請求月の区分を変更しております。請求月の区分を変更する理由といたしまして、給食費を口座振替させ</p>

	<p>ていただく際には、事前に納入額の決定通知を行っており、納入額決定通知書を学校から児童生徒を通じて、保護者へ届けています。</p> <p>ところが、現状の区分では6月分と7月分の請求月が夏期休業中に当たるため、これまでは教育委員会から、児童生徒の自宅へ通知書を郵送しておりました。</p> <p>この郵送にかかる経費が年間、約280万円を要しており、効率的な給食管理運営を行う観点から、収納月の変更を行うことによって休業中に郵送しなくても済むように固定経費の見直しを図るものでございます。</p> <p>なお、本規則は、令和2年4月1日からの施行予定となっております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
重松教育長	説明は終わりました。本件に、ご意見、ご質問はありませんか。
前川教育委員	7月分、9月分を10月で徴収期限にするということは、1学期末で転校した子のご家庭には、いつ、学校から徴収額を通知ができるんですか、教えてください。
学校給食課長	はい。学校からお渡しいただける分については、渡していただくとは思いますが、それ以外に転校されてもう住所が変わっていることであれば、当然、給食課から郵送で送らせていただきます。
前川教育委員	全体のそういう手間が、郵送費が減るということでもいいんですか。
学校給食課長	そうです。郵送費自体が減ることにはなるんですけども、その分、学校から配っていただく回数は1回ふえてしまうということになりますので、その点は、学校にお願いしてるところでございます。
前川教育委員	わかりました。
重松教育長	ほかにはございませんか。
	よろしいですか。なければ一般報告①を終了します。
	では、これより非公開案件に移ります。
	議案第46号「令和元年度 西宮市一般会計補正予算(第3号)(12月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題とします。

教育企画課長	<p>令和元年度、西宮市一般会計補正予算（第 3 号）、1 2 月定例会の教育委員会所管分につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案第 4 6 号の資料の 3 枚目、1 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。上の表は、歳入補正でございます。全体で 3,446 万 7,000 円を減額し、補正後を 30 億 9,565 万 8,000 円とするものでございます。下の表の歳出補正につきましては、全体で 8 億 5,230 万 3,000 円を減額し、補正後を 224 億 9,387 万 6,000 円とするものでございます。</p> <p>次に、2 ページをご覧ください。第 2 表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為とは、将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において、債務負担契約の締結を可能とするものでございます。限度額、期間、内容につきましては、表に記載のとおりです。</p> <p>中ほどの学校施設整備事業でございますが、令和 2 年度の児童・生徒の状況に応じまして、必要となります教室改修にかかる経費等を計上するものでございます。次に、3 ページをご覧ください。</p> <p>第 3 表、歳入補正の明細でございます。表一番上の国庫支出金は、7,365 万 2,000 円の減額で、これは国庫負担金や国庫補助金の交付決定等に伴う補正でございます。主な内容は、春風小学校の校舎増改築工事に対する負担金や、西宮養護学校の増改築工事に対する補助金が増額となる一方、令和元年度実施予定であった小・中学校の外壁改修工事や小学校のトイレ改修工事、サッシ改修工事について、平成 3 0 年度中に交付決定を受け、前倒し実施となったため、令和元年度計上の学校施設環境改善交付金について減額するものです。</p> <p>次の、県支出金では、西宮浜小中一貫校開校に係る経費や、鳴尾北幼稚園休園施設に設置したあすなろ学級に係る経費に対する補助金等により 1,656 万 9,000 円の増額。表一番下の諸収入では、給食数の増加に伴う学校給食費負担金収入等により 2,322 万 9,000 円の増額となっております。</p> <p>次に、4 ページから 6 ページにかけては、第 4 表、歳出補正の明細になっております。このたびの 1 2 月補正の主な内容は、上期までの執行実績や下期の執行見込みに基づく予算残額、契約にかかる執行残額等の不用額を減額するものでございます。また、給与費につきましては、原則として当初予算では 1 0 月現在の人員から退職予定者を除いた人員に基づく給与費で計上しており、1 2 月補正時に現在の人員配置に合わせた予算に組みかえております。</p> <p>このほかの歳出補正につきまして、主なものを説明させていただきます。</p> <p>4 ページ上、事務局費中ほどの「施設管理関係事務経費」は、旧高須東小学校跡</p>
--------	--

	<p>地における有償での契約時期の遅れに伴い、補助金返還金の不用額等、1,150 万 2,000 円を減額するものです。</p> <p>事務局費一番下の「一般事務経費」は、学校プロモーション事業の見直しに伴い、委託料の不用額等、597 万 7,000 円を減額するものです。</p> <p>次に、表中ほどの、教育指導費一番下の「国際教育事業経費」は、外国人児童生徒の転入の増加に伴い、生活学習相談員の報償費 288 万 9,000 円を増額するものです。</p> <p>次の 5 ページ上の、学校整備費一番下の「春風小学校教育環境整備事業費」は、国庫支出金を充当するため、次年度実施予定の工事請負費 3,669 万 1,000 円を増額するものです。</p> <p>次の 6 ページ上の、社会教育総務費の中ほど、「子供の居場所づくり事業経費」は、次年度の放課後キッズルーム実施校の拡充に伴う消耗品費及び施設補修工事費を増額いたしますが、国庫補助金の減額に伴う事業費の精査による報償費及び委託料の減額との差し引きにより、227 万 8,000 円を減額するものです。</p> <p>なお、放課後キッズルームにかかる委託料は 2 ページに記載しておりますが、債務負担行為補正を計上しております。</p> <p>6 ページ下の、給食費のうち「給食管理運営事業経費」は、平成 30 年度の給食費に係る収支差額 5,936 万 1,000 円を学校給食費基金へ積み立てを行うため、積立金の増額等により、5,905 万 9,000 円の増額。</p> <p>また、二つ下の「給食物資購入事業」は、給食数の増加に伴い、食糧費 2,342 万 1,000 円を増額するものです。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣教育委員	<p>4 ページの中ほどから下の教育指導費の国際教育事業経費で、転入児童生徒増に伴う学習相談員の報償費。外国人の転入ですよね。それは主にどこの国からというのはありますか。</p>
学校教育課長	<p>今は資料を持ち合わせていないので、この後調べます。</p>
側垣教育委員	<p>外国人児童が授業を受ける際の補助というか、補助員などということですよ。</p>

学校教育課長	はい。指導が必要になってきますので。
重松教育長	また後でよろしくお願いします。ほかにはありませんか。
前川教育委員	お願いします。放課後キッズルームについて、ご説明いただきました。今年度からの新規事業、こういうことについては、推進状況がどうであるなど、こういうところをぜひ一度何かの機会、懇談会でも結構ですので、新規事業がこのように進んでいるなど、また説明を受ける機会をいただきたいと思います。そうすると、数字と合わせてよく理解できるなと思いました。
重松教育長	ほかにはございませんか。 なければ、採決に入ります。 議案第 46 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
重松教育長	異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 次の議案第 47 号は秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退出してください。 (関係者以外の職員 退室)
重松教育長	では、再開します。 議案第 47 号「人事に関する件」を議題とします。教育職員課長、お願いします。 (非公開)
重松教育長	よろしいですか。なければ、採決に入ります。 議案第 47 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
重松教育長	異議なしと認めます。よって原案は可決されました。

	<p>以上で予定されていた議題はすべて終わりました。 これもちまして、第 3 回教育委員会臨時会を閉会します。</p>
--	---